

毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会 中間的整理案（概要）

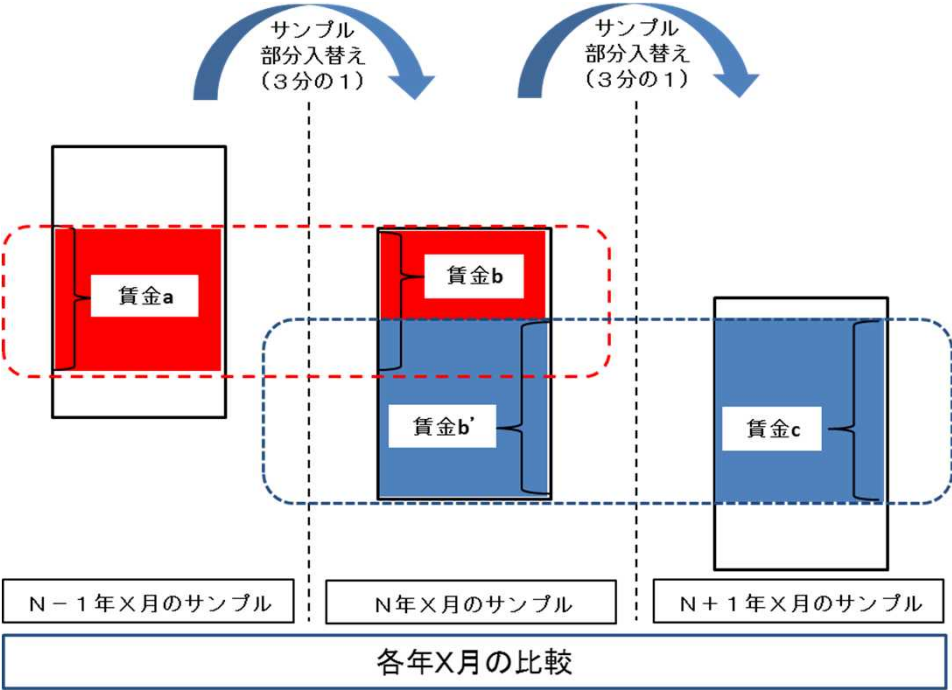
資料2

平成31年3月 日
厚生労働省

「共通事業所の集計値」とは

- 「共通事業所の集計値」は、1年前と当月の両方で回答している調査対象のみを対象。
 - ⇒ 前年と比較するか、翌年と比較するかで、当月の集計対象事業所が異なり、その結果、各年各月において2つの実数が併存。
当月と翌月との比較においては、それぞれで1年前と両方に回答しているという制約があることから、両者は異なる事業所群。
- ➡ 「共通事業所」については、名目賃金額及び前年同月比のみ公表しており、名目賃金指数や実質賃金指数（※）については、これまで作成していない。
- （※）名目賃金指数及び実質賃金指数については、「本系列」において公表。

「共通事業所の集計値」のイメージ図



「共通事業所の集計値」

	共通事業所の集計値				
	実額			前年同月比	
	平成28年	平成29年	平成30年	平成29年	平成30年
1月	268,258	272,965 276,964	277,697	1.8	0.3
2月	263,248	263,537 266,618	268,842	0.1	0.8
3月	278,777	279,747 284,826	288,135	0.3	1.2
4月	275,615	278,802 280,402	281,553	1.2	0.4
5月	271,342	273,001 276,408	277,302	0.6	0.3
6月	437,441	440,253 445,035	451,154	0.6	1.4
7月	373,904	373,363 377,481	380,165	-0.1	0.7
8月	272,356	275,883 274,845	277,199	1.3	0.9
9月	266,316	269,465 270,527	270,801	1.2	0.1
10月	269,144	270,424 270,722	273,197	0.5	0.9
11月	278,093	282,131 283,606	286,339	1.5	1.0
12月	556,123	563,960 564,661	575,980	1.4	2.0

実質化にむけた論点の検討状況

(%)

(これまでの議論)

- 「共通事業所の集計値」の特性としては、
 - ・ 1年前と当月の両方で回答している調査対象のみに限定しているために、事業所の入替方法の違いから、**事業所規模別・産業別等を見た場合にサンプルに偏り**があり、結果の精度に影響を与えている可能性がある。
 - ・ 継続的に回答している事業所が集計対象になりやすいという特性から、その結果について**一定のバイアスがある可能性**がある。
 などが考えられる。
- 「共通事業所の集計値」は、前年同月との比較は可能だが、時系列として連続的に指数化することは、現在の定義のままでは困難と考えられる。
- 実質化とは、すなわち、時価で表示した価額（名目値）の動きから価格変動の影響を取り除くことであり、単に前年との比較と言うよりは、物価の変動を踏まえた賃金等の価値を示すために行うものである。
- 「共通事業所の集計値」の実質賃金については、こうした「実質化」が持つ本来的な意味を踏まえつつ、その計算の可否を判断する必要がある。
- 実質化に当たり、「共通事業所の集計値」の特性にあった物価指数（デフレーター）で調整することも考えられるが、現在の物価指数の研究状況を踏まえると、共通事業所の特性に合った物価指数を作成することは困難である。

(さらに検討すべき課題)

- 「本系列」が、無作為抽出により日本全体の賃金水準を集計したものである一方、「共通事業所の集計値」は、いかなるものを代表する数値であるか、その意味するところを考える必要がある。
- 「共通事業所」にはサンプルに一定の偏りがあるが、事業所規模・産業・都道府県等の利用可能な情報でコントロールした後で平均賃金の水準に偏りがあるかどうかを計算すべきである。
- 共通事業所の「サバイバル・バイアス」や、事業所規模・産業の区分ごとのサンプルの安定性の違いが賃金に及ぼす影響について検討することが必要である。
- 「共通事業所の集計値」は、「本系列」と比べ、サンプルの偏りや集計結果に一定のバイアスがある可能性があることから、その利用には一定の限界があると思われるので、本検討会の検討事項を超えているが、今後「本系列」において何らかの工夫を目指すべきではないか。
- 「共通事業所の集計値」は、1年前との比較という短期的な動向を見るために、特定の影響を除去した前年同月比を算定するという限定的な目的の参考値であり、指数化を前提とした作成方法となっていないため、指数化にはそれに応じた作成方法の検討が必要である。
- 実質化するのであれば、「共通事業所の集計値」はそもそもどういった数値なのかを整理し、その実質化はどのような意味を持つものであるかを示すべきである。

	「共通事業所の集計値」の事業所数が、「本系列」の事業所数に占める割合				
	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人	5人以上
鉱業、採石業	0.0	83.3	45.5	35.7	51.0
建設業	82.5	37.7	44.4	32.2	34.5
製造業	90.5	46.6	44.7	30.6	47.1
電気・ガス業	91.3	40.0	41.3	42.7	47.7
情報通信業	75.2	47.9	50.0	28.9	42.3
運輸業、郵便業	84.6	45.9	41.9	31.8	43.5
卸売業、小売業	71.3	45.3	43.4	27.6	32.8
金融業、保険業	87.0	47.2	47.7	34.0	41.9
不動産・物品貸借業	60.9	45.7	42.5	30.5	35.7
学術研究等	89.4	36.7	38.5	29.5	38.1
飲食サービス業等	74.3	44.2	45.5	26.9	34.1
生活関連サービス業等	58.3	48.0	44.4	30.1	35.4
教育・学習支援業	83.0	47.1	47.9	28.8	42.1
医療、福祉	78.5	37.2	39.5	29.8	42.3
複合サービス事業	25.0	47.1	30.0	39.5	38.4
その他のサービス業	70.4	41.0	41.1	32.4	40.7
産業計	82.7	44.7	43.5	30.1	40.2

「共通事業所の集計値」の事業所数が、「本系列」の事業所数に占める割合をみると、**500人以上事業所では80%程度、5～29人事業所では30%程度**となっている。

今後の進め方

「さらに検討すべき課題」で挙げられたものを検討するために、必要な作業（再集計、分析を含む）を進める。